

## ■ 参考文献

- ・読売新聞大阪本社『大事典:これでわかる! 医療のしくみ』中公新書ラクレ, 2011年
- ・国立社会保障・人口問題研究所『社会保障統計年報 平成22・23年度版』社会保障研究資料第11号, 2011年
- ・吉田太郎『世界がキューバ医療を手本にするわけ』築地書館, 2007年
- ・丸岡泰『コスタリカの保健医療政策形成—公共部門における人的資源管理の市場主義的改革』専修大学出版, 2008年
- ・武内和久・竹之下泰志『公平・無料・国営を貫く英国の医療改革』集英社新書, 2009年
- ・池上直己・J.C. キャンベル「日本の医療:統制とバランス感覚」中公新書, 1996年
- ・真野俊樹「入門 医療政策」中公新書, 2012年

## ■ 参考 web サイト

- ・<http://www.gapminder.org/>
- ・<http://www.who.int/whr/2000/en/>

## ■ 行政とは?

- ・医療システムの国際比較
  - ・福祉レジーム論
  - ・WHOによる国際比較
  - ・OECDデータに基づく国際比較
- 日本の公衆衛生の歴史
- 医療法と地域医療
- 地域保健法と公衆衛生
- 医療経済学
- 医療保険制度
- 医療従事者
- 薬務行政、その他関係法規

\* 成績評価は、講義中に書いて提出するミニレポートによる

## 行政とは?

## ■ 行政とは?

- ・国に与えられた三権の一つ(cf. 三権分立)
- ・英語では administration
- ・社会集団がある目的を達成するための過程
  - 政府や自治体が主体なのが公行政=狭義の行政
  - 企業等がするのが私行政(=経営)
- ・憲法では?
  - 定義「法の執行」
  - 個人に対して従わせる力(公権力)があるが、その源は憲法
  - 憲法は国民の合意により制定・変更できるので主権在民

## ■ 行政のしきみ

- ・行政は行政組織を通じて、法律に従って活動
- ・国の基本のシステムについては憲法に従う
  - 立法は憲法41条「国の最高意思決定機関は国会」
  - 行政は憲法65条「行政権は、内閣に属する」

(参考) <http://consti.web.fc2.com/15shou1.html>
- ・内閣のシステム定義は内閣法による
  - さらに詳細は国家行政組織法、○×省設置法、etc.
- ・地方公共団体のシステム定義は地方自治法で定義

## 憲法 66 条～75 条と内閣法

## ■ 憲法 66 条～75 条: 内閣の組織、事務等(議院内閣制を規定)

- ・<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/houki/index.html#k07>
- ・66条: 内閣は首長たる内閣総理大臣(首相)とその他の国務大臣で組織。行政権の行使について国会に連帯し責任を負う
- ・67条: 首相は国会議員の中から国会の議決で指名。衆議院が優越
- ・68条: 首相に国務大臣の任免権あり。国務大臣の過半数は国会議員
- ・69条: 衆議院による不信任があったら(衆議院解散か)総辞職
- ・70条: 首相辞任時や衆院総選挙後の最初の国会招集で内閣総辞職
- ・71条: 新内閣ができるまで旧内閣が業務実施
- ・72条: 「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する」
- ・73条: 内閣は他の一般行政事務に加えて、法の執行、国務の総理、外交処理、条約締結、官吏に関する事務の掌理、予算作成と国会への提出、政令の制定(特に委任が無い限り罰則は設けられない)、大赦・特赦等の決定を行う
- ・74条: 法律と政令には主任国務大臣と首相が署名
- ・75条: 国務大臣は首相の同意がない限り訴追されない

## ■ 内閣法

- ・[http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/naikaku\\_h.html](http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/naikaku_h.html)
- ・第1条: 国民主権の理念に則り憲法73条とその他の職権を行う。行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負う
- ・第2条: 国務大臣は14人以内、特に必要あれば3人まで追加可能
- ・第3条: 国務大臣への法律に基づく業務分掌

## 日本の行政の特徴

## ■ 三権の中で行政が強力(cf. 米国は立法府が強力で、議員が法の原案を作るのが原則)

- ・行政が法の原案を作るのが普通(だから、議員が作ると、わざわざ「議員立法」と呼ばれる)
- ・日本の国会では、行政への質問は前日夜に出てくるので、徹夜で対応しても論議が足りず、「前向きに検討します=Yes」「検討します=Neutral」「勉強します=No」のような回答をしておいて、具体的には後で行政内部で詰めることになる(米国は5日前に質問が締め切られるので曖昧な回答ができず、国会で実質審議がなされる)

## ■ 官僚制(bureaucracy)

- ・bureau=机、cracy=主義。社会学者 Max-Weber の造語
- ・人間集団には自然にピラミッド型組織ができる。昔は王様。合理化されると、国民の合意に基づき、専門的、組織的、合理的な職掌分離され、office の机で座って仕事をする官僚出現
- ・Max-Weber は秘密主義と権力の私物化が問題と指摘
- ・日本の官僚制の特徴は、階級制、割拠性(sectionalism)、稟議(原案を下っ端が作り関係者の全員一致で意思決定)

## ■ 根回し(nemawashi, として世界に輸出された日本文化)

- ・本来は植木職人の移植技術。根の周りにスコップを入れ毛根を生やす
- ・稟議の文書が回る前に密かに説明し合意を取り付ける

## 憲法、法律とその他の法規

## ■ 国の法規

- ・憲法: 根本。立法国家が成立する根拠。国民の2/3の合意がないと変更できない
- ・法律: 国民の合意に基づく基本的ルール。国会で制定。
- ・政令: 法律を実際に施行するために必要な細かいルールで、内閣が制定する「—法施行令」
- ・省令: さらに詳しいルールで、各行政区画に委ねられている「—法施行規則」
- ・告示: 厳密に言えば法規ではなく、各国務大臣が国民に知らせる「お知らせ」。官報に掲載され、ここに書かれたことは国民は“知っていることになる”。

## ■ 地方自治体の法規

- ・条例: 国の法令の範囲内で地方公共団体の議会が決める法規
- ・規則: 国の法令の範囲内で地方自治体の長が決める法規
- ・通達: 法令の解釈を示す文書で、各省庁の長の名前で地方公共団体に発せされることが多い
- ・告示や通達はルールか? 裁判の結果、法規の一部と解釈されているが、厳密に言えば、行政「指導」

## 政府の役割

- 政府は、国と地方公共団体からなる
- 国がすべきことは、防衛、裁判、外交、教育(そこに特化すると「小さな政府」。福祉、産業振興等広く面倒をみる「大きな政府」)
- 国の仕事をする上で大きな役割は「財政」
  - ・財政=国が行う経済活動
  - ・3つの大きな機能は、資源の再配分、所得の再配分、経済の安定化
  - ・特徴は「計画的であること」
    - 会計年度ごとに予算を立て、承認されてから執行し、決算して承認される必要がある
    - 予算の原則:事前議決、予算総計主義、公開、分科
    - 執行中に大きく変える必要が出たとき「補正予算」を組む

7

## 公衆衛生行政

- 「公衆衛生行政(=保健行政)とは、公衆衛生の向上のために、国、地方公共団体などの公の責において、計画的に、必要な条件—人、物、予算、組織など—を整える働きであり、さらに必要なサービスを実施する働きであり、また、公衆衛生の質の向上を図る働きである」(郡司、1987)
- 計画者としての政府を考えると、行政機関の行う計画は“incremental”。「何をやるか」より「金がいくらあるか」からスタート。
  - ・利点: 安定していて実現確実
  - ・欠点: 無駄が続く危険。長期的に大きな間違いを犯す危険
- 日本の公衆衛生行政の所掌官庁
  - ・厚生労働省がメイン
  - ・文部科学省(学校保健)、環境省(環境保健)、農林水産省(食品衛生、人獣共通感染症防疫等)、消費者庁(食品表示等)等の関連省庁
  - ・しかし財務省に勝たないと予算が取れないので「金がいくらあるか」のスタートラインができる

8

## 医療システムの国際比較

- 類型化(名称は決まったものではない)
  - ・ヨーロッパ型福祉国家モデル
    - 日本の国民皆保険制度が手本にしたのはかつての英国の「ゆりかごから墓場まで」
    - 財政破綻で軒並み崩壊
  - ・米国型市場原理モデル
    - 富裕層は最先端の医療を享受
    - 民間保険が発達
    - 高齢者・身体障害者は「メディケア」、低所得者は「メディケイド」(公的健康保険制度)がカバー。
    - 漏れた4400万人は自己負担、無援助(参考:マイケル・ムーア監督の映画「シッコ」)→2010年改訂「オバマケア」(10年で約80~100兆円かかると予測)
  - ・持続可能な福祉医療社会モデル
    - キューバ:プライマリケアを充実させる戦略
    - コスタリカ:軍備放棄により教育と医療を充実
  - ・日本はヨーロッパ型から米国型へ
    - キーワード: 応分の負担、自己責任



9

## WHOによる医療システムの国際比較

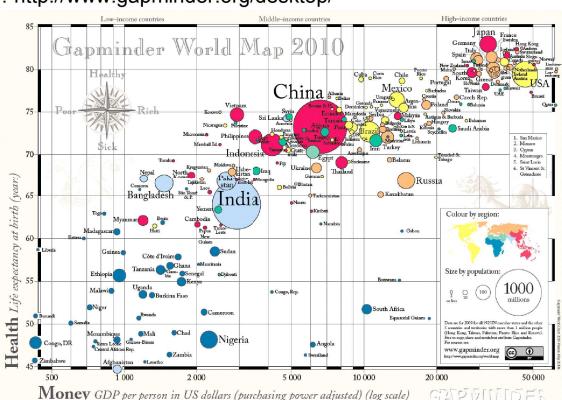
| 国名<br>(数字は順位) | 目標達成度          |      | 性能           |      | 1人当たり<br>経費 |
|---------------|----------------|------|--------------|------|-------------|
|               | 医療水準<br>(DALE) | 総合評価 | 医療水準<br>に対して | 総合評価 |             |
| 日本            | 1              | 1    | 9            | 10   | 13          |
| 米国            | 24             | 15   | 72           | 37   | 1           |
| 英国            | 14             | 9    | 24           | 18   | 26          |
| ドイツ           | 22             | 14   | 41           | 25   | 3           |
| フランス          | 3              | 6    | 4            | 1    | 4           |
| スウェーデン        | 4              | 4    | 21           | 23   | 7           |
| オランダ          | 13             | 8    | 19           | 17   | 9           |
| デンマーク         | 28             | 20   | 65           | 34   | 8           |
| キューバ          | 33             | 40   | 36           | 39   | 118         |
| コスタリカ         | 40             | 45   | 25           | 36   | 50          |

出典: WHO "World Health Report 2000 Health Systems: Improving Performance" より、1997年の評価順位

10

## 健康水準と所得の正の相関関係

- 高所得な国は概して長寿だが、同一所得水準でも大きな違いがある(健康転換の段階/開発水準ごとに、適切な医療システムは異なるはず)
- 例外(キューバはGDPが高くないのに長寿。逆にHIV/AIDSの影響で、GDPがそれほど低くなくても死亡が多い国もある)
- 出典: <http://www.gapminder.org/desktop/>



11

## OECDデータに基づく国際比較(一部を除き2008年)

| 国      | 急性期        |           |              |           | 看護職                  |           |           |                                |
|--------|------------|-----------|--------------|-----------|----------------------|-----------|-----------|--------------------------------|
|        | 総病床数<br>平均 | 病床数<br>平均 | 急性期外来診<br>平均 | 医師数<br>平均 | 医師数<br>医師数/女性医<br>員数 | 医療費<br>平均 | 医療費<br>平均 | 平均<br>寿命(男性)<br>寿命(女性)         |
| 日本     | 13.8       | 8.1       | 33.8         | 18.8      | 13.4                 | 2.2       | 15.7      | 9.5 18.0 2,781 8.1 79.6 86.4   |
| 米国     | 3.1        | 2.7       | 6.3          | 5.5       | 4.0                  | 2.4       | 77.9      | 10.8 30.8 7,538 16.0 75.4 80.4 |
| 英国     | 3.4        | 2.7       | 8.1          | 7.1       | 5.9                  | 2.6       | 76.5      | 9.5 41.5 3,838 8.7 77.4 81.6   |
| ドイツ    | 8.2        | 5.7       | 9.9          | 7.6       | 7.8                  | 3.6       | 43.3      | 10.7 40.6 4,714 10.5 77.2 82.4 |
| フランス   | 6.9        | 3.5       | 12.9         | 5.2       | 6.9                  | 3.3       | 48.5      | 7.9 39.6 4,996 11.2 77.8 84.5  |
| スウェーデン | 5.8        | 4.5       | 2.8          | 5.6       |                      |           |           | 10.8 43.1 4,879 9.4 79.4 83.4  |

出典: 読売新聞大阪本社『大事典:これでわかる! 医療のしくみ』中公新書ラクレ, 2011

12